

日本国愛知県と中華人民共和国広東省 との友好提携締結に関する協定書

日本国愛知県と中華人民共和国広東省とは、「日中共同声明」、「日中平和友好条約」、「日中共同宣言」及び「戦略的互惠関係の包括的推進に関する日中共同声明」の諸原則に基づき、相互友情を深め、さらに両県省の実務的な協力を発展し、友好県省関係を締結する。

両県省は相互理解、信頼と平等互惠の原則に基づき、経済貿易、先端製造、科学技術イノベーション、環境保護、文化観光、教育などの各分野での交流と協力を推進することに同意する。

本協定書は日本語と中国語で記され、2通を1組として、2通とも同等の効力を生ずる。本協定書は2019年5月16日に広東省広州市で署名され、署名の日から効力を生ずる。有効期間は5年とし、有効期間満了までに破棄の意思表示がない場合は、有効期間が自動延長されるものとする。

日本国
愛知県知事
大村 秀章

中華人民共和国
広東省人民政府省長
馬 興瑞